

② 直系尊属から教育資金の贈与を受けた場合の特例

1. 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税の特例

2013年4月1日から2023年3月31日までの間に、個人の受贈者が**教育資金**に充てるため、教育資金管理契約を結び、**直系尊属から**信託受益権または金銭等(金銭・MRF・MMF)の贈与を受けた時、一定要件を満たした場合、一定金額について贈与税が非課税となります。

2. 受贈者の要件

次の要件の全てを満たす受贈者が非課税の特例の対象となります。

①教育資金管理契約の締結時に**30歳未満**であること

②前年の合計所得金額が1,000万円以下である事

③次のいずれかに該当すること

(1)直系尊属と信託会社との間の教育資金管理契約に基づき、信託の受益権を取得した場合

(2)直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を教育資金管理契約に基づき、銀行等の営業所等において預金若しくは貯金として預入をした場合

(3)教育資金管理契約に基づき、その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭等で証券会社の営業所等において有価証券を購入した場合

3. 非課税限度額

受贈者1人あたり累計1,500万円までが非課税となります。但し、学校等以外(塾・予備校等)への支払いは500万円までです。

受贈者が23歳以上になると、教育訓練給付金の支給対象となっている教育訓練を受講するための費用以外は、対象外になります。

4. 契約の終了

受贈者が満30歳に達した場合等には、教育資金管理契約が終了します。この時の未使用残高は、受贈者が死亡した場合を除いて、贈与税の課税対象になります。

5. 契約期間中に贈与者または受贈者が死亡した場合

(1)贈与者が死亡した場合

相続開始時点の未使用残高が、相続等により取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります(例外規定あり)。2021年3月以前の拠出分は2割加算の対象とはなりませんが、2021年4月以降分の拠出分は2割加算の対象となります。

(2)受贈者が死亡した場合

契約は終了します。なお、未使用額は贈与税の課税価格には算入されません。

③ 直系尊属から結婚・子育て資金の贈与を受けた場合の特例

1. 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税

2015年4月1日から2023年3月31日までの間に、個人の受贈者が**結婚・子育て資金**に充てるため、結婚・子育て資金管理契約を結び、**直系尊属から**信託受益権または金銭等（金銭・MRF・MMF）の贈与を受けた時、一定要件を満たした場合、一定金額について贈与税が非課税となります。

2. 受贈者の要件

次の要件の全てを満たす受贈者が非課税の特例の対象となります。

- ①結婚・子育て資金管理契約の締結時に **20歳以上 50歳未満**であること
- ②前年の合計所得金額が 1,000 万円以下である事
- ③次のいずれかに該当すること

- (1)直系尊属と信託会社との間の結婚・子育て資金管理契約に基づき、信託の受益権を取得した場合
- (2)直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を結婚・子育て資金管理契約に基づき、銀行等の営業所等において預金若しくは貯金として預入をした場合
- (3)結婚・子育て資金管理契約に基づき、その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭等で証券会社の営業所等において有価証券を購入した場合

3. 非課税限度額

受贈者1人あたり累計 1,000 万円までが非課税となります。但し、結婚に際して支出する費用の支払いは 300 万円までです。

なお、婚活や不妊治療のための支出も認められます。

4. 契約の終了

受贈者が満 50 歳に達した場合等には、結婚・子育て資金管理契約が終了します。この時の未使用残高は、受贈者が死亡した場合を除いて、贈与税の課税対象になります。

5. 契約期間中に贈与者または受贈者が死亡した場合

(1)贈与者が死亡した場合

相続開始時点の未使用残高が、相続により取得したものとみなされ、相続税の課税価格に算入されます。**2021年3月以前の拠出分は2割加算の対象とはなりません**が、**2021年4月以降分の拠出分は2割加算の対象となります**。

(2)受贈者が死亡した場合

契約は終了します。なお、未使用額は贈与税の課税価格には算入されません。

6. 手続き

特例の適用を受けるためには、その適用を受けようとする受贈者が、結婚・子育て資金非課税申告書とその結婚・子育て資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等を経由して、信託がされる日・預金若しくは貯金の預入をする日・有価証券を購入する日までに、その受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません（税務署で行う手続きはありません）。

7. 使途

結婚・子育て資金とは、次のいずれかを指します。

＜結婚資金＞…300 万円が限度となるもの

結婚に際して支出する次のような金銭

- ①挙式費用・衣装代等の婚礼（結婚披露）費用で、婚姻の日の 1 年前の日以後に支払われるもの
- ②家賃・敷金等の新居費用・転居費用で、一定の期間内に支払われるもの

＜子育て資金＞

妊娠、出産及び育児に要する次のような金銭

- ①不妊治療、妊婦健診に要する費用
- ②分べん費等、産後ケアに要する費用
- ③子の医療費、幼稚園・保育所等の保育料（ベビーシッター代を含む）など

8. 払い出しの確認

特例の適用を受ける受贈者は、結婚・子育て資金の支払いに充てた金銭に係る領収書その他の書類又は記録でその支払いの事実を証するものを、受贈者が選択した方法ごとに定められた提出期限までに、取扱金融機関の営業所等に提出しなければなりません。

＜教育資金贈与と結婚・子育て資金贈与の比較＞

	教育資金贈与	結婚・子育て資金贈与
非課税限度額	1,500 万円 (学校等以外は 500 万円)	1,000 万円 (結婚関連費用は 300 万円)
贈与者	受贈者の直系尊属	受贈者の直系尊属
受贈者	30 歳未満	20 歳以上 50 歳未満
契約終了	受贈者が満 30 歳になる 等	受贈者が満 50 歳になる 等
未使用残高	贈与税が課税	贈与税が課税
贈与者死亡時の未使用残高	相続税の課税価格に算入 (例外規定あり)	相続税の課税価格に算入
受贈者死亡時の未使用残高	課税関係は生じない	課税関係は生じない